

## 幼児教育・保育の無償化について

### 1. 利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）が無償化されます。※給食費、バス代、教材費などは無償化の対象にはなりません。

#### 【対象者】

◆満3歳児から5歳児までの認定こども園及び幼稚園（教育・保育給付認定1号）を利用する子ども  
※利用者負担額（保育料）の無償化については、新たな手続きは不要です。

#### 【副食費の補助】

給食費は無償化の対象にはなりませんが、副食費については年収360万円未満相当の世帯と、同一世帯で保育園等を利用する小学3年生までのきょうだいから順に数えて第3子以降にあたる子どもがいる世帯は免除されます。詳しくは子ども保育課へお問い合わせください。

### 2. 預かり保育の利用料について（保育の必要性がある場合のみ）

預かり保育の利用料を無償化の対象とするためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

この認定を受けると、預かり保育の利用料が次のとおり無償化されます。

認定を希望される場合は、施設等利用給付認定申請書及び父母の認定事由を証明する書類の提出が必要となります。

※預かり保育を利用しない方や保育の必要性がない方は、手続きは不要です。

※必要な書類を入手し、子ども保育課へ郵送または持参してください。

※申請が遅れると、給付できない期間が発生する場合があります。

#### 【対象者】

◆保育の必要性が認められる3歳児～5歳児 ⇒ 施設等利用給付認定2号

◆保育の必要性が認められる住民税非課税世帯の満3歳児 ⇒ 施設等利用給付認定3号

現在受けている教育・保育給付認定1号は継続し、施設等利用給付認定2号（3号）を同時に受けることになります。

#### 【無償化となる金額】

月額11,300円（満3歳児は16,300円）を上限に無償化されます。

・ 預かり保育の利用料は市から保護者の方への償還払いとなります。預かり保育の利用料を在園施設へ支払い後、ご自身で市に必要な書類を提出して請求します。

※対象者には、在園施設を通じて別途請求方法をご案内します。

・ 無償化される金額は、月額11,300円（満3歳児は16,300円）を上限に、支払った利用料と利用日数×450円を比較して低い方の金額となります。夏休み等の長期休業期間中の利用も同様です。

・ 原則として病児保育など他のサービスの利用料と併せて給付を受けることはできません。

#### 【保育の必要性】

保育の必要性が認められるのは、父母ともに裏面【認定事由の一覧】のいずれかの事由に該当する場合で、必要な期間に限ります。この条件は、認可保育園等を利用する場合と同じです。

### 3. 施設等利用給付認定内容に変更が生じたとき

認定内容に変更が生じたときや要件を満たさなくなったときは、変更の申請が必要です。

子ども保育課の窓口等で必要な書類を入手し、直接子ども保育課へ提出してください。

（変更申請書等の様式は市ホームページからダウンロードすることもできます。）

変更申請がない場合、無償化の対象となる期間に空白が生じ、施設等利用費の支給額が減少してしまうこともありますのでご注意ください。また、施設等利用給付認定2号（3号）を受けた場合でも、保育の必要性が認められないことが分かった場合は遡及して認定が取消となる場合があります。

【認定事由の一覧】※父母双方の保育事由の証明書類の提出が必要です。

| 事由    | 状況                                                                                                              | 期間                | 必要書類                                                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労    | 1月において64時間以上（月16日以上かつ1日4時間以上）の労働をすることを常態とすること。<br><br>※月間の勤務時間が64時間を超える場合であっても、週4日に満たない勤務や1日4時間未満の勤務などは認められません。 | 就学前まで（有期雇用の場合を除く） | 就労証明書（市所定の書式/提出時に証明日から3か月以内のもの）<br><br>※父母ともに就労している場合は父母双方の証明書<br>※自営業の方は自身で記入し、直近3カ月の売上金額がわかる書類等を添付 |
| 出産    | 出産予定月の2か月前から、出産月の2か月後まで                                                                                         | 同左                | 母子手帳のコピー（保護者情報及び分娩予定日が記載されたページ）                                                                      |
| 疾病・障害 | 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。<br>※疾病や障害を理由に、ご自宅で保育できない場合に限ります。                                         | 療養を必要としなくなるまで     | 診断書（市所定の書式/提出時に証明日から3か月以内のもの）または障害者手帳のコピー                                                            |
| 親族の介護 | 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること。<br>※介護に要する時間が就労と同程度の場合に限ります。                                           | 介護を必要としなくなるまで     | 診断書（市所定の書式/提出時に証明日から3か月以内のもの）または障害者手帳もしくは介護保険証のコピー<br>※介護対象者につき1部必要                                  |
| 災害復旧  | 保護者が震災、風水害、災害の復旧に当たっているため児童の保育ができないこと。                                                                          | 必要な期間             | 罹災証明等                                                                                                |
| 求職中   | 求職活動（起業の準備を含む）を継続的にしていること。<br>※求職活動の期間延長はできません。                                                                 | 2か月間              | 求職活動申告書（市所定の書式）                                                                                      |
| 就学    | 学校教育法に規定する学校や職業訓練校に在学していること。<br>※就学に要する時間が就労と同程度の場合に限ります。                                                       | 在学期間中             | 在学証明書及び授業日程の分かるカリキュラム、時間割表                                                                           |
| その他   | 上記と同様の常態と認められる場合                                                                                                | 必要な期間             | 子ども保育課にご相談ください                                                                                       |

※上記ほか、ひとり親の方は戸籍謄本(写し可)を添付してください。

【Q & A】

- Q 1 母親または父親のどちらかが就労していれば保育の必要性は認められますか？  
A 1 児童の父母ともに認定事由が必要です。そのため、認定申請の際は父母それぞれの認定事由を証明する書類を添付してください(ひとり親の方は親権者等の確認のため戸籍謄本(写し可)が必要となります)。なお、父母いずれかの終期が短い方の認定事由で認定します。
- Q 2 一度認定を受ければそのまま継続するのですか？  
A 2 保育の必要性を確認するため、毎年就労証明書等の提出を依頼します。  
なお、保育の必要性が認められない事実が発覚した場合は、遡って取消しとなる場合があります。
- Q 3 認定の有効期間が満了する場合の更新はどうするのですか？  
A 3 有効期間が満了する前に申請が必要です。申請がない場合は自動的に期間満了となります。  
再度申請をした場合でも、認定が切れていた間の給付は受けられません。
- Q 4 就労証明書は自分で記載しても良いのでしょうか？  
A 4 記入は必ず雇用主が行ってください。本人が記入した場合は、無効です。
- Q 5 月64時間は満たしていますが、週3日の雇用契約です。保育の必要性は認められますか？  
A 5 月間の勤務時間が64時間を超える場合でも、週4日に満たない勤務の場合は認められません。

【問い合わせ先】 八千代市役所子ども保育課 〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5 TEL: 047-421-6752(直通)